

【台風大雨等による荒天時の対応について】

(2022. 2. 25 表記改訂)

- 1 多摩南部地域(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれか)に対して台風接近等による大雨警報、洪水警報、暴風警報のうちの2つ以上が発令されている場合、または特別警報が1つでも発令されている場合。

午前 7 時の時点で上記警報が発令されている場合 5 限から授業

午前 10 時の時点で上記警報が発令されている場合 自宅学習

- 2 横浜線の運転状況について、登校時点で運休している場合は自宅待機とする。

その後、復旧した時点で、安全に注意して登校すること。

時間の目安は1に準じる形で授業を行う。

- 3 その他

1, 2 の場合、当該生徒の欠席及び遅刻については配慮する。

各自で適宜最新の情報を入手するよう努めること。

【大雪等による荒天時の対応について】

- 1 多摩南部地域(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれか)に対して大雪警報 または暴風雪警報が発令されている場合、または特別警報が1つでも発令されている場合、

※以下については【台風等による荒天時対応】の場合に準ずる。

注) 気象庁の発表する特別警報は：大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (6種類)
警報は：大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (7種類)